

ID: 393

担当部署: 上下水道局

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第5条 給水装置を新設、増設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、施設を使用しようとする土地、建物又は給水装置が申込者の所有でないときその他市長が特に認めるときは、利害関係人の同意書を提出するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日